令和5年第4回定例会 斑 鳩 町 議 会 会 議 録

令和 5 年 9 月 6 日 午前 9 時 0 0 分開議 於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(13名)

1番	溝	部	真系	己子		2番	齋	藤	文	夫
3番	中][[靖	広		4番	小	城	世	督
5番	伴		吉	晴		6番	大	森	恒オ	に朗
7番	嶋	田	善	行		8番	井	上	卓	也
9番	横	田	敏	文	1	0番	宮	﨑	和	彦
1 1 番	濱		真理	∄子	1	2番	木	澤	正	男
13番	奥	村	容	子						

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷容子

1, 地方自治法第121条による出席者

町		長	中	西	和	夫	副	町		長	加	藤	惠	三
教	育	長	山	本	雅	章	総	務	部	長	西	巻	昭	男
安全安心課長		曽	谷	博	_	税	務	課	長	福	田	善	行	
住民	生活音	『長	栗	本	公	生	住戶	民生活	5部次	人	北		典	子
福祉	課長補	甫佐	細	Ш	友	希	子育	で支	泛援護	長	中	尾	歩	美
環境対策課長		東	浦	寿	也	都市建設部長				上	田	俊	雄	
都市	創生調	果長	福	居	哲	也	会	計僧	建	者	安	藤	晴	康
教	育 次	長	本	庄	徳	光	教多	委総	務課	長	仲	村	佳	真

1,議事日程

- 日 程 1. 一般質問
- [1] 6番 大森議員
 - 1. 町民プールについて
 - (1) 今年度の利用状況について。
 - (2) 今後の方向性について。

〔2〕13番 奥村議員

- 1. 認知症施策推進基本計画策定について
 - (1) 認知症の人が尊厳を保ちながら希望を持って暮らせるように、国と自治体が関連施策にとりくむことを規定した認知症基本法が6月14日に参議院本会議で全会一致で可決成立しました。自治体での計画策定は努力義務となっていますが、斑鳩町としての認識と策定についての考えをお伺いします。
- 2. 学校における献血の啓発について
 - (1) 献血を取り巻く現状は、少子高齢化により、減少しています。将来にわたって安定的に血液を確保するため、献血に行ってみようという、きっかけを作っていくため、教育現場で啓発するとりくみを進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

[3]2番 齋藤議員

- 1. 国道25号線の歩道整備について
 - (1)国道25号線の歩道は整備されていない箇所がある。斑鳩町の現状認識について。
 - (2)国道25号線について国の歩道整備計画、現在の整備状況について。
 - (3) 国道25号線の歩道整備について、斑鳩町の国に対する今までの働きかけ状況、今後の働きかけについて。
- 2. 防犯灯の管理について
 - (1) 防犯灯の設置基準について。
 - (2) 自治会が未設置の地区や自治会が管理されていない地域の防犯灯設置について。

- (3) 防犯灯の設置、補修、電気料金の支払いなど斑鳩町の一括管理について。
- 3. 空き家対策について
 - (1)住民から空き家の雑草対応依頼件数の推移について。
 - (2) 「特定空き家」に指定されている件数と固定資産税 1 / 6 減免解除件数 について。
 - (3) 空き家等対策計画の作成について。
 - (4)「管理不全空き家」の厳格運用について。
 - (5) 空き家の借り上げによる有効活用について。
- 4. 資源物の分別回収について
 - (1) 危険ごみを毎月、少なくとも2か月に1回の回収に変更することについて。
 - (2)現在の不燃ごみ袋の2倍の大きさの不燃ごみ袋作成について。
 - (3) 枝葉・草類袋とその他プラスチック袋は、袋の色が似ている。袋の色の変更について。
 - (4) ルール違反ごみを出させない対策について。

[4] 11番 濱議員

- 1. クビアカツヤカミキリの被害状況と駆除等について
 - (1)「クビアカツヤカミキリ」の生態と「特定外来生物」について町での認識をおききします。
 - (2) 国内で確認された「クビアカツヤカミキリ」のこれまでの繁殖拡大の経 緯と奈良県・斑鳩町の現況はいかがですか。
 - (3) 町内での調査による被害確認、住民からの通報・相談などについて、時期・内容・件数等はどうですか。
 - (4) すでに実施されている対策についてはいかがですか。また今後の対策と 見通しはどうですか。
 - (5)町民の個人所有の樹木の被害状況・駆除の実施について町の支援が必要 と考えますが、いかがですか。
- 2. タクシーの台数が激減し、通院などの予約が取れない状況について
 - (1)近隣で営業のタクシー会社の現状はどうですか。
 - (2)介護タクシーの利用は支障なく利用できていますか。また、一般タクシ

- ーとの料金差はどうですか。
- (3) 介護タクシー対象外(削除)・妊婦・子ども・怪我などで一時的に必要 としている方への支援が必要です。町でのとりくみはできませんか。
- 3. 多目的(多機能)トイレの増設について
 - (1)車いす利用者が使える広さや手すり、オストメイト対応、ベビーチェアだけでなく、男女別のトイレに抵抗のある方にとって多目的トイレは生活を支える重要なアイテムです。住民だけでなく、所用や観光で来町された方に充実した多目的トイレを準備するのは誰もが尊重される町づくりの基本です。しかし、国の利用実態調査では、車いす利用者の94%が使用を待たされたことがあると回答しています。町設置の利用者の集中している箇所から順次増設はできませんか。
 - (2) 小規模の飲食店などのトイレの改修費用補助を検討していただきたい。

〔5〕4番 小城議員

- 1. 高齢者外出支援について
 - (1)現在の支援の内容と利用状況について。
 - (2) タクシー助成券の使用方法について。
 - (3) 今後、町としての支援方法の拡充について。
- 2. AEDの迅速な活用について
 - (1) AEDの設置場所と使用状況について。
 - (2) AEDの使用に向けた啓発について。
 - (3) AED GOのアプリ導入に関しての見解について。
- 3. デジタル社会に対する教育について
 - (1)安全にデジタル社会を生きるための児童、生徒に対する町独自の指導について。
 - (2) デジタル・シティズンシップ教育について。
- 4. 防災・減災について
 - (1) 平時に行っている町民に対する啓発活動について。
 - (2)災害備蓄品の点検と廃棄品について。
 - (3)安心できる避難所運営について。

[6] 1番 溝部議員

- 1. スクールサポーター制度の導入について
 - (1) スクールサポーター制度の導入について。
- 2. 学校体育施設開放事業におけるエアコンの利用について
 - (1) 町立学校体育館のエアコンの設置の経緯について。
 - (2) 現在の利用方法等について。
 - (3) 利用料について。
- 3. 役場、公共施設の使用料のキャッシュレス決済について
 - (1) 現在斑鳩町のキャッシュレス決済の状況について。
 - (2) 今後の導入計画について。

[7] 12番 木澤議員

- 1. マイナンバーカードに関するトラブルについて
 - (1)他人の情報が誤登録されていたり、また誤った情報が登録されている等 のトラブル事象が発生したという実態が町内であるのか。
 - (2)登録情報が間違っていた場合や住民からの相談に対する対応について。
- 2. 小児科の誘致について
 - (1)斑鳩町を取り巻く小児科医院の配置状況について。
 - (2) 小児科医院の誘致を求める声があるが町の見解は。
- 3. 学校給食の公会計化について
 - (1) 学校給食の会計は現在どのような取扱いになっているのか。
 - (2) 学校給食を公会計化することへのメリット・デメリットについて。
 - (3)学校給食の会計を町の特別会計として町が管理することについて、町の 見解は。
- 4. 福祉医療制度の所得制限撤廃について
 - (1)福祉医療制度のうち心身障がい者医療・重度心身障がい老人等医療、精神障がい者医療、ひとり親家庭等医療への所得制限を設けているが、その 理由は。
 - (2) 所得制限を撤廃するのに必要な年間助成額はいくらか。
 - (3) 所得制限を撤廃すべきと考えるが町の見解は。
- 5. 自転車の利用促進策について

- (1) 気候危機打開や健康増進、観光振興等を目的とした自転車の利用促進について、町の見解は。
- (2) 自転車道のロードマップ作成について。
- (3) 自転車用道路未整備区間の洗い出しと整備計画の策定について。

〔8〕5番 伴議員

- 1. 電柱の地中化について
 - (1)台風等、強風時の電気のショートによる、火災の発生の危険性や、歩行者や自転車等の交通障害になっている。また、観光面からも景観の問題がある電柱の地中化について町の見解を伺う。
 - (2)費用の問題があるので、時間をかけて、計画的に事業を進めることが必要と考えるが町の見解を伺う。
- 1,本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○議長(中川靖広君) おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。

あらかじめ定めた順序に従い、質問をお受けします。

はじめに、6番、大森議員の一般質問をお受けします。

6番、大森議員。

○6番(大森恒太朗君) おはようございます。それでは、議長のお許しいただきましたので、一般質問させていただきます。

私が町民プールに関してお聞きしたいのは、町民プールの休止に伴う代替事業として本年度、実施した町外プール施設を利用した場合の利用料金の助成について、利用状況を伺いたいと思います。

- ○議長(中川靖広君) 本庄教育次長。
- ○教育次長(本庄徳光君) 町民プールの休止に伴います代替事業として今年度、令和5年度に実施をいたしました、町外のプール施設を利用した場合の利用料金の助成に係る利用状況に関するご質問でございます。

本年7月の1日、土曜日から利用券の交付を開始をし、9月3日、日曜日までの町外プール施設の利用券の交付状況についてお答えをいたします。まず、大和郡山市のまほろば健康パークファミリープールと、広陵町の奈良県第二浄化センタースポーツ広場ファミリープールの、県営プール2施設の利用券は、中学生以上が対象となる大人料金の利用券が2,138枚、4歳以上小学生以下が対象となる小人料金の利用券が1,717枚、合計3,855枚を交付しております。次に、三郷町のウォーターパークでは、高校生以上が対象となる大人料金の利用券が878枚、小学生及び中学生が対象となる小人料金の利用券が1,047枚、合計1,925枚を交付しております。県営プールと三郷町のプールを合わせた合計では、大人料金の利用券が3,016枚、小人料金の利用券が2,764枚、合計5,780枚を交付しております。以上でございます。

- ○議長(中川靖広君) 6番、大森議員。
- ○6番(大森恒太朗君) ありがとうございます。延べでしょうけども、かなりの数が使用されています。今、町民プールが斑鳩町にはございませんので、ぜひ来年以降もやっていただくことを望んでいます。また、自分も使用させていただいたんですが、窓口が

非常に時間がかかりますので、来年以降、ぜひともしていただきたいのはしていただき たいんですけども、手続きの簡素化をお願いしたいと思っております。

二つ目、町民プールの今後の方向性について。町民プールは新型コロナウイルス感染症拡大によって、令和2年と令和3年度、運営を休止、また2年間の休止により設備劣化が進み、令和4年と5年は運営を休止され、この間、令和4年は移動町民プールの開設、令和5年は町外プールの施設の利用料金の助成といった代替案が実施されている。この間、毎年、草刈り費用等の維持管理費用もかかっており、他の施設への転用も含めて町民プールをどうするのか、早急に結論を出すべきだと考えますが、今後の方向性について町の考え方をお伺いします。

- ○議長(中川靖広君) 本庄教育次長。
- ○教育次長(本庄徳光君) 町民プールにつきましては、これまでからその運営にかかります経費等が課題となります中、施設の老朽化により運営再開には多額の設備更新費用も見込まれるところでございます。このことから、町民プールの今後の運営等につきましては、新型コロナウイルス感染拡大及び施設の老朽化により、令和2年度から運営を休止させていただく中、休止に伴い実施をいたします代替事業の状況等も含めて総合的に勘案をしながら、議会ともご相談を申しあげ、その方向性について決めていくことといたしまして、ついてはこの間、質問者もおっしゃっていただきましたように、休止に伴う代替事業として、昨年度、令和4年度は、町立3小学校のプールを活用した移動町民プールを開設し、また今年度、令和5年度においては移動町民プールの利用状況、またその課題等を踏まえ、町外プール施設の利用料金の助成を新たな代替事業として創設をいたしまして、実施をさせていただいたところでございます。

町といたしましては、これまでご答弁申しあげておりますとおり、今年度の町外プール施設の利用料金の助成について検証を行うなど、代替事業の状況等も含めて総合的に 勘案をしながら、引き続き、議会ともご相談申しあげ、その方針等について決定をして まいりたいと考えるところでございます。以上でございます。

- ○議長(中川靖広君) 6番、大森議員。
- ○6番(大森恒太朗君) ありがとうございます。町民プールが4年間開いていない。その中で施設管理費も4年で約160万円かかってます。開いてなくても年40万円かかっている計算になってます。町が考える時間も必要でしょうけども、正直、年40万円というのは管理費がもったいないですので、早急に勘案してもらって結論を出してもらいたいと思っております。また、この代替案については、小学校、中学校、高校生、小

学校より上の方と言われると、プールで楽しめるかと思うんですけども、例えば、噴水施設など水が下から出るとかそういう施設をつくれるかどうかはちょっと別として、つくってもらって、幼稚園、5歳以下の方が水で親しむ機会というのをつくっていただくことが、よく教育長も言われてますけども、水と親しむ機会を教育に入れるということを言ってますので、そういったことが必要なのかなと私自身は思っておりますので、そこの部分はお伝えさせていただきます。

以上で、私の一般質問を終わらせてもらいます。

○議長(中川靖広君) 以上で、6番、大森議員の一般質問は終わりました。

次に13番、奥村議員の一般質問をお受けします。

13番、奥村議員。

○13番(奥村容子君) 皆様おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、 通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきます。

まず、認知症、共生社会の実現へ。斑鳩町の認知症施策推進基本計画策定についてで ございます。認知症の人が尊厳を保ちながら希望を持って暮らせるように、国と自治体 が関連政策にとりくむことを規定いたしました認知症基本法が、6月14日、参議院本 会議で全会一致で可決成立いたしました。我が国では、2025年には65歳以上の5 人に1人、約730万人が認知症になると推計されており、認知症の人やその家族が安 心して暮らせる環境づくりは喫緊の課題となっております。そのため、この法案では、 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、施策を総合的か つ計画的に推進することを目的に掲げました基本理念では、「全ての認知症の人が基本 的人権を共有する、生まれながらにして保つ、個人として自らの意思によって日常生活 と社会生活を営むことができるようにする」とされたほか、認知症の人の意見表明や社 会参画の機会の確保、家族の方への支援などが記されております。また、基本的施策と しては、①国民の理解の増進、②バリアフリー化の推進、③本人の意思決定支援、④保 健医療サービスや福祉サービス提供体制の整備、⑤相談体制の整備、⑥予防や診断・治 療・社会参加の在り方などの研究、などが盛り込まれております。認知症基本法案のポ イントは、ひとつには、内閣には首相を本部長とする認知症施策推進本部を設置する。 二つ、国と地方自治体の責務として、基本理念にのっとった政策の策定、実施を明記し た上で、国には政策推進基本計画の策定を義務づける。三つ、策定に当たっては、認知 症の人や家族らで構成する関係者会議の意見を踏まえることにする。四つ、都道府県や 市町村での施策推進計画の策定は努力義務とする。以上のようになってございます。

そこでお伺いをいたします。斑鳩町として、今回、6月14日に成立をいたしました 認知症基本法案についての認識について、また市町村では、計画策定に当たり努力義務 となっておりますが、斑鳩町として今後、策定されるお考えはありますでしょうか。

- ○議長(中川靖広君) 栗本住民生活部長。
- ○住民生活部長(栗本公生君) 斑鳩町における認知症施策の推進基本計画策定について のご質問でございます。議員からも申されましたとおり、令和5年6月16日に共生社 会の実現を推進するための認知症基本法が公布され、施行期日は公布の日から起算して 1年を超えない範囲で政令において定める日とされたところでございます。

この法律は、質問者からもただいまご紹介をいただきましたように、「認知症に関する施策に関し基本理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにし、認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的とする」とされております。

また、法の中では、都道府県と市町村においても、地域の実情に即した認知症施策推進基本計画の策定について努力義務が課され、市町村が策定する計画は、都道府県が策定した計画を基本計画とし策定するよう努めなければならない、とされたところでございます。本町といたしましては、現在、認知症施策につきましては、介護保険事業計画の中でその方針を定めており、各施策事業を推進しているところでございますが、今後、2025年、2040年に向け、認知症の方が増えてくるということが予想され、より認知症施策の充実が必要となってくるものと考えておりますので、県の基本計画が策定されましたら、その内容を確認し、また近隣市町村の状況も勘案しながら検討してまいりたいと、そのように考えております。以上です。

- ○議長(中川靖広君) 13番、奥村議員。
- ○13番(奥村容子君) ご答弁ありがとうございます。成立した認知症基本法は、認知症になっても、社会から孤立したり、生きづらさを抱えることのないよう、支え合う仕組みをつくり、当事者が希望を持って暮らせるそんな社会に向けた基本法でございます。この認知症基本法ができたことにより、これまでは政府が認知症対策の計画をつくり予算を充ててまいりました。今後は、各自治体で計画が策定されるようになり、各自治体の認知症対策が見える化され、明らかになってまいります。認知症の方にとって不便や暮らしにくさを感じていた部分がバリアフリー化し、暮らしやすくなってまいります。

これまでは認知症の人を支援する側に視点を置いた施策が多かったように思います。 今回の基本法では、当事者が政策形成過程に参画するということが大きなポイントとなっております。認知症の本人や家族の抱える悩み、不安、困り事などは当事者にしか分からないことがたくさんあります。どうか、政策決定の場には当事者の皆さんと政策をつくり上げていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

斑鳩町では、生き生きプラザの包括支援センターを中心にして、認知症の当事者の方、その家族の方たちのための相談窓口を設け、また、認知症の人を地域で支えるために I KARUGAカフェが開催され、チームオレンジいかるの活動、認知症サポーター養成講座を通し、地域で認知症の方、その家族を支えるため奮闘していただいております。

斑鳩町の住民の皆様が認知症になっても、地域で生き生きと生活できますようよろしくお願いをいたします。

次に、二つ目の質問でございます。次は、学校における献血の啓発教育についてでございます。献血は病気の治療や手術で血液を必要としている人のために自ら進んで血液を提供する身近なボランティアです。がん、白血病、感染症、血友病、手術、出産などで血液を必要とされる方がたくさんおられる中、血液は人工的につくることができません。全血液製剤の有効期間は21日間、血小板製剤は採血後4日間しか有効期限がありません。つまり、血液は長期保存ができないということです。ひとり当たりの献血回数や量には制限があるため、多くの方の協力が必要となります。献血を取り巻く現状ですが、16歳から69歳の献血可能人口は、少子高齢化により2020年の約8,357万人から15年後の2035年には約7,198万人に減少することが予想されております。また、10代から30代の若年層の献血者数は10年前から80万人減少をしておるということでございます。免疫に関わる様々な病気の治療薬として使用される免疫グロブリン製剤などの需要増に伴い、原料血しょうの確保に努める必要がある状況にあります。これらのことから、将来にわたって安定的に血液を確保するためには、今後の献血基盤を支える若年層の献血者をいかに増やすかが課題となっております。

そこで、献血に行ってみようとするきっかけをつくっていくために、献血可能年齢になる前の年代の方も含めて、関係機関とも連携しながら、広く教育現場で啓発を進めていくことが重要と思われます。高校生には、厚生労働省作成のハンドブック、「けんけつHOP STEP JUMP」が配布をされておりますが、このハンドブックには、「なぜ献血が必要なのか」や「献血の手順」が分かりやすく書かれてございます。

しかし、現在のところ、授業で取り上げるまでには至らず、このハンドブックの配布

にとどまっているのが現状のようでございます。そうした中、京都府内の自治体では、 高校生向けのハンドブックを献血可能年齢となる前の中学生に配布されているところも あると聞いております。そこでお伺いをいたします。

斑鳩町の町立中学校におきましても、献血の果たす役割などに触れることができると りくみを進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(中川靖広君) 本庄教育次長。
- ○教育次長(本庄徳光君) 学校における献血の啓発についてのご質問でございます。

献血につきましては、質問者がおっしゃいましたように、献血可能年齢が16歳からとなりますため、中学生は献血を行うことができませんが、厚生労働省におきましては、近年、少子化の影響等により、若年層の献血者数の減少が顕著となっておりますことから、献血普及啓発のため、中学生を対象とした献血への理解を促すポスターを作成し、中学校に配布されるなどの普及啓発活動を行われているところでございます。

また、中学校の学校教育におきましては、保健体育の授業の中で、健康のための機関と活動といたしまして、厚生労働省が中心となり献血事業等を行っていることなど、献血事業についての趣旨や内容を説明をしております。こうしたことから、今後も中学生に対しまして、献血事業の社会的意義や内容についての理解促進に係るとりくみについて続けてまいりたい、そのように考えております。よろしくお願いいたします。

- ○議長(中川靖広君) 13番、奥村議員。
- ○13番(奥村容子君) ご答弁ありがとうございます。斑鳩町の中学校では、保健体育の授業の中で、健康のための機関と活動として、厚生労働省が中心となり献血事業等を行っていることなど、献血事業についての趣旨や内容を説明しておられるとのことでございます。大変にありがとうございます。厚生労働省が献血経験者を対象に実施をした調査では、多くの人、特に、初回献血の場所が高校だった人が、高校での献血がその後の献血への動機づけに有効と考えていることが分かりました。献血は命をつなぐボランティアと言われております。16歳から69歳までが献血できる年齢でございますけれども、16歳から参加できる献血のことを中学生のときからしっかりと学ぶことが大切なのではないでしょうか。中学生の献血への理解教育はシティズンシップ教育、他人を尊重しながら市民としても社会に参加し、その役割を果たせるよう人々を教育することの一環として大切なものと考えます。

中学校では、献血への理解を促すポスターを掲示していただいておりますが、冒頭で述べさせていただいた厚生労働省が生徒向けに発行している「HOP STEP JU

MP」という冊子の中に、なぜ献血が必要なのか、その手順などがわかりやすく、まとめられております。また、最後のほうには献血した人の声として、「献血常連の友達と初の献血、誰かの力になれた実感が湧きました」というお声や、また、実際に自分が輸血をしていただいた北東さんという方のお声ですけれども、「小学校3年生のときに体調不良の日が続き、病院に行き検査をすると、急性骨髄性白血病とわかり入院をしました。抗がん剤治療と骨髄移植をするために、1年3か月入院をしました。治療中、数え切れないぐらいの輸血をしました。輸血しないで抗がん剤治療だけしていても、私は今ここにいることができません」というお声で、今は献血呼びかけボランティアをされているということでございます。

献血は命を守るボランティアであることなど、中学生の皆さんにより一層、啓発を促進できると考えます。授業でもしっかりと活用していただきますようお願いいたします。 以上で、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

- ○議長(中川靖広君) 以上で、13番、奥村議員の一般質問は終わりました。次に、2番、齋藤議員の一般質問をお受けいたします。2番、齋藤議員。
- ○2番 (齋藤文夫君) 議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。最初に、国道25号線の歩道整備について質問します。現在の斑鳩町のメインの道路は国道25号線で、国道25号線を中心に町並みが広がっております。しかし、国道25号線は片側1車線で交通量も多く、国道25号線の歩行や自転車の通行は危険が伴います。また、国道25号線は横断歩道も少なく横断も危険な状態で、斑鳩町を分断しているように思います。いかるがパークウェイは平成16年にモデル区間の開通以降、三室交差点から小吉田まで通行可能になっています。現在、小吉田から県道大和高田斑鳩線まで工事が進められています。いかるがパークウェイが開通しても国道25号線の利用価値は変わりません。住民の東西移動にはなくてはならない幹線道路であります。国道25号線を住民が安全で安心して通行できる、自転車で通ることができる道路に向けて、整備を強く国に働きかけていただきたいというふうに思います。

ひとつ目です。国道25号線は、歩道が設置されている箇所と歩道が整備されていない い箇所があります。斑鳩町は、この現状をどのように認識しているか、お尋ねします。

- ○議長(中川靖広君) 上田都市建設部長。
- ○都市建設部長(上田俊雄君) 国道25号の歩道についてのご質問でございます。議員 もご承知のとおり、国道25号は国が管理する道路であり、斑鳩町域の現状につきまし

ては、両側に歩道が設置されている箇所と歩道がない箇所が混在しております。

町といたしましては、歩行者の安全確保の観点から、全域両側に歩道を設置されることが望ましいと考えております。しかしながら、その整備には用地の確保など相当な費用と期間が必要となりますことから、国が全体的な視点で、通行環境や危険性などから、優先度に基づき段階的に着手されていくものと認識いたしております。

- ○議長(中川靖広君) 2番、齋藤議員。
- ○2番(齋藤文夫君) ありがとうございます。全域両側に歩道を整備するというのが斑 鳩町の意向であると確認しました。よろしくお願いします。

次に、国道25号線の歩道について、歩道整備の計画及び現在の整備状況についてお 尋ねします。

- ○議長(中川靖広君) 上田都市建設部長。
- ○都市建設部長(上田俊雄君) 歩道整備の計画と現在の整備状況についてのご質問でございます。奈良国道事務所では、歩行者の通行量や通学路であるかどうかなどを考慮し、一定の区間ごとに事業化され、段階的に歩道の整備を進められてきたところでございます。近年では平成27年度に、西和医療センター前の南向き歩道拡幅、平成29年度に法隆寺iセンター横自動車駐車場の南東角から県道・大和高田斑鳩線との交差点までの区間の歩道拡幅、令和2年度には、三室交差点にて、いかるがパークウェイとの接続に伴う歩道整備などが実施されてきたところでございます。現在、事業化されている区間といたしましては、竜田大橋から東へ猫坂交差点までの区間の両側の歩道整備事業が継続中であり、用地確保に向けた検討を進められているところでございます。
- ○議長(中川靖広君) 2番、齋藤議員。
- ○2番(齋藤文夫君) ありがとうございます。事業化されている竜田大橋から東へ猫坂までの両側の歩道や、竜田大橋付近は多くの道路が交わっているため、交通量が多く混雑しています。歩行者が安全に通行できるよう、早急に事業を進めていただくよう国に強く働きかけをお願いしたいと思います。

次に、国道25号線の歩道について、斑鳩町の国に対する今までの働きかけ、今後の 働きかけについてお尋ねします。

- ○議長(中川靖広君) 上田都市建設部長。
- ○都市建設部長(上田俊雄君) 整備促進などに係る町から国への働きかけの状況についてのご質問でございます。町では、毎年、いかるがパークウェイの事業促進とあわせ、 国道25号の歩道設置についても、国に対し要望を行っているところであります。現在

の要望箇所といたしましては、事業途中であります竜田大橋から猫坂交差点までの早期 歩道整備に加え、新たな区間として、中央公民館から西へ竜田神社前バス停までの区間 の西向き車線の歩道整備となっております。

町といたしましては、今後も国道25号の安全性の向上に向け、歩道の整備について 国に対し積極的な働きかけを行ってまいりたいと考えているところでございます。

- ○議長(中川靖広君) 2番、齋藤議員。
- ○2番(齋藤文夫君) ありがとうございます。国道25号線は交通量が多く横断歩道も 少ないため、斑鳩町を分断しています。斑鳩町として、住民の要望をお聞きし優先度を つけ、歩道整備をしていただき、住民を交通事故から守り、また、斑鳩町の南北が交流 でき、町の活性化につなげていただくようにお願いいたします。

続きまして、二つ目の質問をします。二つ目は、防犯灯の管理についてでございます。防犯灯は夜間における歩行者や車の安全な通行、犯罪の防止になくてはならないものです。防犯灯は安全・安心に直結し、住民生活の基本に関わることです。しかし、「勤務先から帰る途中に暗いので防犯灯をつけてほしい」、「塾から帰るときに防犯灯がなくて怖い。特に冬になると早く暗くなるので、夕方出かけにくい」などの声を聞きます。現在は、防犯灯は自治会が管理し、斑鳩町から防犯灯の設置費用、LEDライトの補修費用、電気料金などをいただいています。しかし、暗いため、防犯灯を設置いただきたいと思う場所がほかの自治会が管理している場合には、他の自治会に設置申請をお願いしなければならないなど、ハードルが高くなかなか設置に向けて前に進まない状況です。住民は、児童生徒の登下校、部活、塾、勤務先への通勤など、他の自治会の地域を通ります。自治会からの申請では、住民からの設置してほしいという要望をカバーすることができにくくなっております。一方、自治会の加入率は年々減少し、令和4年度では、自治会加入率は65.6%、住民の3分の1が自治会未加入の状況で、自治会に加入している3分の2の住民で斑鳩町の防犯灯を管理している状況です。また、高齢化が進み自治会役員のなり手に苦労している自治会もあり、なかなか防犯灯の設置や管理までに

ひとつ目の質問です。防犯灯設置基準についてお尋ねします。

○議長(中川靖広君) 西巻総務部長。

手が回らない自治会もある状況です。

○総務部長(西巻昭男君) 防犯灯の設置基準に関するご質問です。防犯灯は夜間の生活 道路で、暗くて通行に支障がある場合の通行人の安全確保と、人通りが少ない道での犯 罪の抑止等を目的として設置される照明で、斑鳩町では、町が設置したものと自治会が 設置したものの2種類があり、町と自治会でそれぞれ管理しています。

防犯灯の設置につきましては、自治会内等において、道路が暗く、防犯上支障をきた すといった地域事情を自治会長さんからお受けした場合、要望箇所の状況などを確認し た上で、必要に応じて自治会等に補助金を交付するなどして設置しているところです。

- ○議長(中川靖広君) 2番、齋藤議員。
- ○2番(齋藤文夫君) ありがとうございます。必要なところには設置して、住民の安全 安心につなげていただいているという答弁です。ありがとうございます。

二つ目です。自治会が未設置の地区や町道など自治会が管理されていない地域で、防 犯灯の設置はどのように対応されているかお尋ねします。

- ○議長(中川靖広君) 西巻総務部長。
- ○総務部長(西巻昭男君) 自治会等が未設置である場所における防犯灯の設置についてのご質問です。自治会等が設立されている区域では、先ほど述べさせていただいたとおり、自治会等に補助金を交付する形で防犯灯を設置しています。また、自治会等が設立されていない区域においては、住民の方から新たに防犯灯を設置してほしいといった要望があった場合は、道路が暗く、防犯上支障をきたすといった地域事情を検討した上で総合的に判断し、町で防犯灯を設置しているところでございます。以上です。
- ○議長(中川靖広君) 2番、齋藤議員。
- ○2番(齋藤文夫君) ありがとうございます。引き続き、住民が安全に安心して通行できるようにお願いします。

次の質問です。防犯灯の設置や管理など、斑鳩町で一括管理することで防犯灯設置場所のバランス、防犯灯LEDライトの一括購入することで設置費用の削減、自治会の負担軽減が図られます。自治会や住民の負担を軽減するため、斑鳩町で防犯灯の設置、補修、電気料金などの支払い一括管理をすべきと思いますが、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

- ○議長(中川靖広君) 西巻総務部長。
- ○総務部長(西巻昭男君) 防犯灯の町一括管理についてのご質問です。防犯灯の設置に ついては、自治会等が設置する場合、原則2万8千円を上限に補助金を交付するととも に、防犯灯の電気料金についても全額補助金で支援する形で町が負担しています。

また、平成25年度から一斉に自治会管理の蛍光灯型防犯灯についてLED型防犯灯に更新いたしました。設置後10年が経過し、その更新時期が近づいています。

今後、自治会等の申請手続きや、町の事務処理等が煩雑になると承知していますが、

自治会等が管理の防犯灯を町として移管した場合、自治会等の負担は軽減するものの、 地域の防犯力低下を招き、自治会等組織の衰退にもつながりかねないのではないかと危惧しているところでございます。そうしたことから、まずは自治会等の負担を軽減し町 の事務処理の効率化を図るため、どのような事務手続きにするのがよいのかなど検討し てまいりたいと考えております。また、器具の更新方法につきましても、防犯灯機器の 一括購入やリース化なども併せて検討してまいりたいと考えております。以上です。

- ○議長(中川靖広君) 2番、齋藤議員。
- ○2番(齋藤文夫君) ありがとうございます。まずは、自治会の負担軽減を優先すべきというふうに思います。自治会の負担が軽減できますと、自治会を脱会する住民の減少にもつながります。併せて、加入しやすい自治会にもなります。ぜひ、斑鳩町が防犯灯の設置、廃止、LEDライトの球切れの補修、電気料金の支払い等を一括管理していただき、自治会の負担軽減、斑鳩町の事務効率化、防犯灯の費用軽減など、早急にご検討いただき、来年度から実施いただくように強くお願いいたします。

次に三つ目の質問でございます。空き家対策について質問します。空き家の付近住民は、生い茂った雑草や木で景観を乱すだけでなく、蚊や蜂を発生させて生活環境を壊してしまうこともあります。また、防犯上の問題や倒壊などの危険もあり、長い間、困っている状況です。空き家問題に積極的にとりくみ、住民や空き家の所有者の双方が安心して住みやすい斑鳩町でありたいと思います。

平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、市町村は空き家等対策計画の作成及び必要な措置を講ずるよう努めるものとされました。また、放置は続ければ倒壊するなどの危険が高く、かつ周辺に悪影響を及ぼすような空き家は特定空き家に指定されることになりました。特定空き家はさらに放置すると、助言、指導、勧告などが行われ、最終的には取り壊しとなる行政代執行が行われる可能性があります。

最終的には特定空き家に指定されると、固定資産税6分の1への減免が解除されます。 さらに、令和5年6月には、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法 律が成立し、1年以上住んでいない、使われていない空き家と特定空き家の間に「管理 不全空き家」という制度が新設されました。管理不全空き家は、現状はひどく状況が悪 化していないが、今後、放置すれば特定空き家になり得るような空き家で、行政による 改善の指導、勧告が行われるようになりました。勧告を受けた場合、管理不全空き家は 固定資産税6分の1への減免が解除されます。

今回の改正で住宅状況が悪化する前の段階から助言、指導、勧告などの措置をするこ

とで、周辺住民の住環境を維持することができるようになります。

ひとつ目の質問です。空き家の雑草などで住民から対応を依頼されている空き家の件 数の推移をお尋ねします。

- ○議長(中川靖広君) 栗本住民生活部長。
- ○住民生活部長(栗本公生君) 住民の方々から対応の依頼がありました空き家につきましては、台帳に整理し、毎年、草木が繁茂いたします時期に合わせて現場を確認し、適正な管理がなされていない空き家の所有者等に対しまして、必要な措置を講じるよう文書による通知や電話連絡を行っているところでございます。その後、各事案の状況確認を行う中で改善が見られない状況でありましたら、再度、所有者等に対しまして、適正に管理していただくよう適宜、文書による通知や電話連絡を行うなど、継続的に指導を行っているところでございます。台帳には、住民の方々から対応を依頼されました事案を登載して継続的に現場を確認しております。新規の事案につきましても、随時、台帳に追加をしております。また、土地利用が図られた事案につきましては、現場を確認した後に台帳から削除するなど整理を行っているところでございます。その台帳登録の件数の状況につきましては、令和元年度が29件、令和2年度が38件、令和3年度が51件、令和4年度が46件、そして令和5年度では8月末現在で56件となっておりまして、本町といたしましては、必要に応じて現場の状況を確認しながら、生活環境の改善に向けとりくんでいるところでございます。以上です。
- ○議長(中川靖広君) 2番、齋藤議員。
- ○2番(齋藤文夫君) ありがとうございます。令和元年度は29件、直近では56件と 2倍近く増えています。今までの対応に加えまして、新たな方策が必要な時期に来てい るように思います。

二つ目です。斑鳩町で特定空き家に指定されている件数と、固定資産税 6 分の 1 減免 解除されている件数をお尋ねします。

- ○議長(中川靖広君) 西巻総務部長。
- ○総務部長(西巻昭男君) 特定空き家に指定されている件数等についてのご質問です。 斑鳩町における特定空き家に指定されている空き家はゼロ件であり、指定に伴い固定 資産税において、住宅用地に対する課税標準の特例が解除されている件数につきまして もゼロ件となっております。以上です。
- ○議長(中川靖広君) 2番、齋藤議員。
- ○2番(齋藤文夫君) ありがとうございます。

三つ目です。空家等対策推進に関する特別措置法で、市町村は空家等対策計画の作成について努力義務とされています。生駒市や安堵町などは空家等対策計画を作成しています。斑鳩町も、空家等対策計画を作成し、周辺住民の住環境の維持をすべきと思いますが、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

- ○議長(中川靖広君) 西巻総務部長。
- ○総務部長(西巻昭男君) 空家等対策計画の策定に関するご質問です。斑鳩町においては、人口減少社会の到来や高齢化社会の進展に伴い、昭和30年代後半から昭和40年代前半にかけて開発された住宅地は本町を代表する住宅地と言えますが、開発後50年以上が経過し、空き家化が進み住宅としての活力が低下しつつある中、空き家問題は今後のまちづくりを進めていく上において大きな課題であると考えています。

現在、斑鳩町では、空き家について近隣住民や自治会等からの情報提供により現地確認を行い、必要に応じて所有者・管理者に対し適切な管理をお願いするとともに、その 状況に応じて安全安心課、環境対策課、都市創生課においてそれぞれ対応しております。

空き家問題は所有者や行政だけで解決できる問題ではなく、社会の問題と認識を変えていかなければなりません。そうしたことから、今後においても地域住民の方が不安を感じられることのないよう、所有者等に対し適正管理を行うよう指導を徹底するとともに、地域やNPO、専門家団体、民間事業など多様な主体と連携を図りながらとりくんでまいりたいと考えています。質問者がおっしゃるように、空家等対策計画の策定等につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法において、市町村の努力義務とされています。空家等対策計画の策定については、他の自治体の対策計画を参考にしながら、策定に向けて検討してまいりたいと考えております。以上です。

- ○議長(中川靖広君) 2番、齋藤議員。
- ○2番(齋藤文夫君) ありがとうございます。斑鳩町の人口は横ばいで増えていませんけども、田畑を埋め立てて新しい住宅の建設が進んでおります。一方で、古い住宅は、年々増加していくと思われます。長期的な視点で早期に斑鳩町の空家等対策計画を策定し、住民が安全に安心して暮らせる斑鳩町まちづくりの方向性を示していただきたいと思います。また、空家対策計画には住民の意見を聞き、住民とともに策定くださるよう要望します。

次に、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正され、特定空き家まで至らなくても、管理不全空き家を指定することができます。周辺住民の環境維持のため厳格に運用すべきと思いますが、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

- ○議長(中川靖広君) 西巻総務部長。
- ○総務部長(西巻昭男君) 管理不全空き家に関するご質問です。空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年6月14日に公布され、公布から6か月以内に施行されることとなっています。この法改正により、放置すれば特定空き家となるおそれのある空き家を管理不全空き家として指導勧告できるようになります。また、指導で改善されずに勧告された空き家は、住居利用が難しく、敷地にかかる固定資産税の住宅用地に対する課税標準の特例6分の1等に減額される措置が解除されます。

管理不全空き家に指定される空き家については、国では窓が割れていたり雑草が生い茂ったりしているなどの物件を想定しているとのことですが、実際にどの程度の状態を指定基準にするのか、また、固定資産税において、住宅用地に対する課税標準の特例を解除した場合、固定資産税額が大幅に上がることに対し、所有者の理解を得る必要があるなど影響が大きいため、管理不全空き家の指定は慎重に進める必要があると考えております。なお、今回の法改正では、所有者責務が強化され、国・自治体の施策に協力する努力義務が追加されており、まずは現行行っている空き家の適正管理の指導を徹底してまいりたいと考えております。以上です。

- ○議長(中川靖広君) 2番、齋藤議員。
- ○2番(齋藤文夫君) ありがとうございます。国や県、他市町村の状況も確認しながら管理不全空き家に指定する基準を決め、住民に告知をして住民の理解を得ながら早急に前に進めてくださるようお願いいたします。

次に、空き家を斑鳩町が借り上げ、付近住民の集会所や地域のコミュニティの場として有効利用するなど、空き家活用の対策について斑鳩町のお考えをお尋ねします。

- ○議長(中川靖広君) 西巻総務部長。
- ○総務部長(西巻昭男君) 空き家の利活用についてのご質問です。質問者ご提案のコミュニティの場としての借り上げについてですが、他の自治体では、そのとりくみとして、空き家を多様な用途や幅広い年代が利用する場など公共スペースとして活用されているところもございます。このように公共的な活用を促すという発想で、空き家の活用を進めている自治体もありますが、ただ、こうした公共的な活用は地域で何件も必要なわけではなく、空き家を活用できる数としては限定的なものとの評価もございます。

全国的に空き家の数は増加傾向にあり、本町も例外ではございません。空き家の発生は、地域の経済活動の低下や景観の悪化、防災性の悪化、不法投棄、空き巣等の誘発、 衛生環境の悪化等を招くおそれがあることから、個別の問題ではなく地域の問題として とりくむ必要が高まっております。斑鳩町では地域コミュニティの活力低下を防ぐため、 良好で快適な住環境の形成に向けて先行事例も参考としながら、この先を見据えた空き 家対策や活用の検討を進め、さまざまな施策を実施していくことにより空き家問題に対 する対応を図ってまいりたいと考えております。以上です。

- ○議長(中川靖広君) 2番、齋藤議員。
- ○2番(齋藤文夫君) ありがとうございます。空き家を地域のコミュニティの場として活用している事例は全国に多くあります。住民と空き家の所有者がどちらも喜んでいただける新しい制度をぜひご検討くださるようにお願いいたします。

四つ目の質問です。資源物の分別回収についてお尋ねします。斑鳩町は平成29年4月、ゼロ・ウェイストの宣言をされました。ごみゼロのまち斑鳩の実現を向けて、燃やさない、埋め立てないまちを目指すことにしました。ごみゼロのまちの実現には、住民や事業者のご理解と、行政と一体となった分別回収の推進が必要です。

ごみゼロのまちの実現には、資源物の分別が欠かせません。住民の要望を取り入れ、 より分別しやすい対策が必要と思います。

ひとつ目の質問です。スプレー缶や電池などの危険ごみの回収は、年4回実施されています。危険ごみがたまるので、毎月実施してほしい、少なくとも2か月に1回実施していただきたいというご要望がございます。斑鳩町のお考えをお尋ねします。

- ○議長(中川靖広君) 栗本住民生活部長。
- ○住民生活部長(栗本公生君) 有害・危険なごみの収集回数の充実に関するご質問でございます。現在、本町におきましては、スプレー缶、カートリッジ缶、蛍光管、乾電池類、ライター、水銀式体温計、温度計などの有害・危険なごみは、年4回、町収集員及び委託業者において収集を行っているところであり、毎年度、3月に配布をいたしますごみ資源物収集日一覧表や収集日の直前の町広報紙におきまして、有害・危険なごみの収集日について掲載し、周知を図っているところでございます。この有害・危険なごみの収集につきましては、他の収集がない第5水曜日に収集を行っております。議員からご提案をいただきました毎月もしくは2か月に1回の収集となりますと、他の廃棄物資源物との収集と重なり、収集時間に影響が生じるとともに、新たな収集車両の配備や収集員の確保などの経費も必要となってまいります。また、有害・危険なごみの収集量につきましては、令和3年度では13.5トン、令和4年度では14.3トンと大幅な増減は生じておりません。こうしたことから本町といたしましては、有害・危険なごみにつきましては、今までどおり現行の年4回の収集としてまいりたいと考えておりますの

で、ご理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

- ○議長(中川靖広君) 2番、齋藤議員。
- ○2番(齋藤文夫君) ありがとうございます。危険ごみは第5水曜日の収集で、月によりますと4か月後の収集もあります。1回忘れると相当な期間待たなければならないという声があります。引き続き、ごみを出しやすい環境づくりにご検討をお願いします。

次に、不燃ごみの袋が小さくて長いものや太い物が入らず、袋に入るように小さくするために苦労しますという声を聞きます。特に、金属などは小さくすることができず困っているという話も聞きます。

現在の不燃ごみの袋を 2 倍くらいの大きな不燃ごみ袋を作成し、住民が不燃ごみを分別しやすくする対策が必要と思いますが、斑鳩町の考えをお尋ねします。

- 〇議長(中川靖広君) 栗本住民生活部長。
- ○住民生活部長(栗本公生君) 町指定袋であります不燃ごみ袋につきましては、大と中の2種類を作成しているところでございます。大のサイズは幅が65センチ、高さが80センチ、中サイズは幅が50センチ、高さが70センチとしているところでございます。現在の不燃ごみの大きさの改善に関するご質問でございますが、単純に現在のごみ袋の大きさから2倍の大きさにいたしますと、2倍の量の不燃ごみを入れることができ、集積所におきましては、集積ボックスの中に入らない場合や道路上にはみ出すことが考えられます。さらには不燃ごみを収集する際に、収集員がごみ袋を持ち上げることができず、そのことから収集時間の遅れにつながり、収集業務に支障が出ることが想定されるところでございます。本町では、不燃ごみ袋に入らない大型の不燃ごみは粗大ごみとして区分し、衛生処理場へ直接、持ち込んでいただく方法と、事前に電話予約をし、玄関先まで収集に伺う軒先収集のいずれかによる処分をしていただけます。

いずれの場合でも排出者に一定の負担をいただく排出者責任の観点から処理手数料が必要となりますが、衛生処理場へ直接、持込みが難しい場合は、軒先収集をご利用いただきたいと考えております。しかしながら、今後、高齢化が進む中で、ごみ排出にかかります住民負担の軽減、高齢者等への配慮につきまして、費用対効果などを含め調査研究を進めてまいりたいと考えております。

- ○議長(中川靖広君) 2番、齋藤議員。
- ○2番(齋藤文夫君) ありがとうございます。高齢者がごみ出しに困らないように、ご検討をお願いいたします。

次に、草木の袋とプラスチックその他の袋の色が似ておりまして、間違ってプラスチ

ックその他の袋に草木を入れ、ルール違反ごみとしてシールを貼られるケースがあります。また、逆のケースもあります。間違わないように、袋の色を変更することについて、 斑鳩町のお考えをお尋ねします。

- ○議長(中川靖広君) 栗本住民生活部長。
- ○住民生活部長(栗本公生君) 資源物の分別につきましては、令和2年度から、その他 プラスチック類、瓶類・缶類、ペットボトルの3分類につきまして、自治会等における 指定袋配布にかかる負担の軽減並びに指定袋の製造コストの削減を目的に、資源物共通 指定袋を用いての分別に移行したところでございます。また、平成22年度から枝葉・ 草類につきまして、家庭の庭木や草類をこれまで可燃ごみとして焼却処理していたもの を分別収集し、町指定袋を用いての分別に移行したところでございます。

これまでにも、町民の皆様より、「資源物共通指定袋と枝葉・草類の指定袋の表記の色が似ているため区別しづらく、袋の色を変更してほしい」といったご意見を頂戴しており、袋作成に当たりましては、作成業者に対し、色見本から、以前と異なる色となるよう仕様書にて指示をしているところでございますが、光の加減等により明確な区別は難しい状況にございます。今後、枝葉・草類の指定袋を作成する際には、以前に配布した指定袋や、現在、使用している指定袋に使用していない文字色を使用するように検討してまいりたいと、そのように考えております。

- ○議長(中川靖広君) 2番、齋藤議員。
- ○2番(齋藤文夫君) ありがとうございます。早急にご検討いただきまして、来年度から変更くださるようにお願いします。

次に、間違って出した資源物回収袋はルール違反ごみのシールが貼られ回収場所に置かれています。ごみ置場を管理している自治会では、ルール違反ごみシールが貼られた袋に名前が書かれていれば、間違って出した方に返却できます。しかし、名前が書かれていない場合が多く、自治会では、ルール違反ごみの対応に苦慮しています。名前の記入漏れをなくするため、名前を記入するキャンペーンの実施、全ての資源物回収袋の名前を記入する位置を袋の上部に統一する。資源物回収袋を取り出したときに、正面の位置に名前を書く欄が来るようにするなどの工夫をお願いしまして、ルール違反ごみを出させない対策及び名前を書く対策が必要と思います。斑鳩町のお考えをお尋ねします。

- ○議長(中川靖広君) 栗本住民生活部長。
- ○住民生活部長(栗本公生君) 本町におきましては、自治会等の地域ごとに収集日を設 定し収集を行っているところでございます。収集日を間違えて排出されたごみ、また分

別が適切になされていないごみにつきましては、ルール違反ごみといたしましてごみ袋にシールを添付し、排出者にルール違反である旨を認識していただき、再度、分別等を行っていただくため、収集せずに集積所に一旦残し、一定期間経過後、なおルール違反ごみが集積所に残されている場合、町で回収し処理を行っているところでございます。

ルール違反ごみが確認された際、ごみ袋に名前の記入がある場合は、当該ごみを排出者に返却する等の対応が可能でございますが、ごみ袋に名前が記入されてないことによりルール違反ごみの排出者が特定できないため、一定期間を経過するまでごみ集積所に置かれた状態となっている案件があることは認識をしているところでございます。

本町といたしましては、ごみを排出される際に、ごみ袋に名前を記入いただくよう記載をいたしましたパンフレット「斑鳩町ごみの分け方・出し方」を令和2年度に各戸配布しておりまして、町のホームページにおきましても同様の記載をしているところでございますが、広報紙へのごみ分別に関する記事を掲載する際に、名前の記入に係る啓発記事も併せて掲載するなどをしてまいりたいと考えております。

また、資源物回収袋の名前記入欄の位置や折りたたみ方の工夫等につきましては、今後、新たに資源物回収袋を作成する際に、名前記入欄の適正な位置や折りたたみ方等において、少しでもお名前の記入漏れを減らすことができるよう検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

- ○議長(中川靖広君) 2番、齋藤議員。
- ○2番(齋藤文夫君) ありがとうございます。ルール違反ごみが発生すると、ごみ置場を管理している自治会等、大きな負担になります。ぜひ、袋の取り出したときに名前を書く位置を前に出るような工夫など、名前を書きやすくするような工夫のご検討をよろしくお願いいたします。以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。
- ○議長(中川靖広君) 以上で、2番、齋藤議員の一般質問は終わりました。
 - 10時25分まで休憩します。

(午前10時05分 休憩)

(午前10時25分 再開)

○議長(中川靖広君) 再開いたします。

次に11番、濱議員の一般質問をお受けします。

11番、濱議員。

○11番(濱眞理子君) ありがとうございます。議長のお許しをいただきましたので、 一般質問をさせていただきます。 まず、1番目の質問でございます。クビアカツヤカミキリの被害状況と駆除等についてお聞きいたします。クビアカツヤカミキリの被害が近隣でも発生しているというニュースを耳にしたとき、私は、かつて奈良県の治山課で勤務していたときのマツクイムシ、マツのマダラカミキリの駆除にヘリコプターでの薬剤散布が広範囲に実施されたことを思い出しました。しかし、このクビアカツヤカミキリ、この虫がどんな害虫なのかは十分知っていませんでした。マツクイムシとは違って日本での害の拡散が急激ではなかったから情報も少なく、住民に広く周知されなかったかもしれません。町や県のホームページ等を見ると、バラ科の樹木に産卵するとありました。桜や梅、桃にも被害が及ぶものでございます。まず、1番目の質問です。クビアカツヤカミキリの生態と特定外来生物について、町の認識をお聞きいたします。お願いいたします。

- 〇議長(中川靖広君) 上田都市建設部長。
- ○都市建設部長(上田俊雄君) クビアカツヤカミキリの生態及び特定外来生物の取り扱いについてのご質問でございます。クビアカツヤカミキリは中国や東南アジア原産のカミキリムシの一種であり、外見の特徴は、名前のとおり光沢のある黒色の体で首の部分が赤色となっております。また、繁殖力が強いことに加え、幼虫が桜や桃などのバラ科の樹木の内部を食べて成長し、成虫となって周囲の樹木へと生息域を広げていくことから、バラ科の樹木を枯死させるおそれのある深刻な害虫として問題となっております。その繁殖力と樹木への悪影響などから、平成30年1月に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律により、特定外来生物に指定されました。これにより、保管、運搬、輸入、野外への放出などが原則禁止されております。
- ○議長(中川靖広君) 11番、濱議員。
- ○11番(濱眞理子君) ありがとうございます。首が赤くて艶がある黒いカミキリムシ、これは例えば、昆虫採集をするならばなかなか見栄えのする虫のようでございます。発見したらすぐに駆除しなくてはならないのが、深刻な害をもたらすこととして指定されたものではないでしょうか。

2番の質問です。国内で確認されたクビアカツヤカミキリのこれまでの繁殖拡大の経緯と、奈良県、斑鳩町の現況はいかがでございますか。

- ○議長(中川靖広君) 上田都市建設部長。
- ○都市建設部長(上田俊雄君) 奈良県及び斑鳩町におけるクビアカツヤカミキリの繁殖拡大状況に関するご質問でございます。国内での繁殖拡大の状況につきましては、平成24年に愛知県で初めて本種が確認され、その後、関東、東海、近畿、徳島県まで生息

域を広げ、被害地域は年々拡大いたしております。奈良県内では、令和元年度に初めて確認され、令和5年8月までに1,092本の被害樹木が確認されており、斑鳩町内におきましては、令和2年度に初めて被害が確認されて以降、令和5年8月までに28本の被害を確認いたしております。

- ○議長(中川靖広君) 11番、濱議員。
- ○11番(濱眞理子君) ありがとうございます。奈良県での初めての発見は令和元年で、今日までに被害は1,092本、斑鳩町では令和2年から同じく28本とのことですが、この数値が今後どう推移するのかが大変心配でございます。町内での調査による被害確認、住民からの通報相談などについて、時期や内容、件数等はどうでございましょうか。
- ○議長(中川靖広君) 上田都市建設部長。
- ○都市建設部長(上田俊雄君) 町内における被害状況に関するご質問でございます。町所有の施設については、令和2年度に一斉調査を行い、1件の被害を確認し、その後、令和5年度に2件の被害を確認いたしております。また、個人宅の庭木など民間の所有する樹木の被害について、町へ直接寄せられた相談は3件あり、その内容といたしましては、本種の活動時期であります6月から9月に、特徴のひとつであるフラスと呼ばれる幼虫のフンと木くずが混ざり、うどん状に固まったものが木の幹周辺に大量に発生しているといった内容や、成虫の発見などとなっております。
- ○議長(中川靖広君) 11番、濱議員。
- ○11番(濱眞理子君) ありがとうございます。三室山や竜田川沿いの桜の景観保存だけではなく、町内の果樹栽培等への被害は可能な限り防がなければならないと考えています。先に申しあげたように、住民の理解はまだ十分ではないように思われます。県では、桜見守り隊員、そういうボランティアを募集しております。町でも住民の皆さんに散歩などをされている方などに協力をお願いするなどのとりくみをぜひとも進めていただきたいと思っています。

さて、4番目に、すでに実施されている対策についてはいかがでしょうか。また、今 後の対策と見通しについてはいかがでございましょうか。

- ○議長(中川靖広君) 上田都市建設部長。
- ○都市建設部長(上田俊雄君) 町として、実施している対策と今後の見通しに関するご質問でございます。町所有の被害木への対策といたしましては、奈良県が公開しておりますガイドラインに従い、殺虫のための薬剤の注入及び幼虫が成虫となった際の脱出を防止するためのネットを巻きつけるなどを実施いたしております。今後の対策と見通し

についてでございますが、全国的にも被害は拡大傾向でありますが、本種の被害を未然 に防止する方法が確立されていないことから、これまでと同様に定期的に施設内の樹木 の確認を行うなど、早期発見に努めてまいりたいと考えております。

- ○議長(中川靖広君) 11番、濱議員。
- ○11番(濱眞理子君) ありがとうございます。駆除に対することがいろいろとまだわかっていることが少なく、確立はされていないということですけれども、いろいろな対策、例えば、被害を受けている木は伐採をしている、または薬剤の注入をしている、そして今、竜田公園のところで大きな桜の木にネットがかぶせてあるという、成虫が外にいかないようにと、そういうようなことでいろいろなことを試しながら、この拡大防止のためにしていることだと思いますが、自治体ごとに別々の駆除ではなく、郡や県そういった単位でのしっかりと連携した対策が必要と思いますので、ぜひともその点についても進めていただきたいと思います。

最後に質問しますのは、町民の個人所有の樹木の被害状況でありますとか、駆除の実施について、町の支援が必要と考えますが、いかがでございましょうか。

- ○議長(中川靖広君) 上田都市建設部長。
- ○都市建設部長(上田俊雄君) 個人所有物への被害に対する斑鳩町の支援に関するご質問でございます。被害拡大を防止するために、町ホームページにて県のガイドラインの公開を行うとともに、個人所有の被害木の情報が寄せられた際には、適切な対応方法の指導及び助言を実施しているところでございます。今後についても、国や県などから提供される最新の情報を含め、引き続き、活動時期に合わせた周知啓発を行い、早期発見と被害拡大の防止に努めてまいりたいと考えております。
- ○議長(中川靖広君) 11番、濱議員。
- ○11番(濱眞理子君) ありがとうございます。町内には空き家がかなりの件数ございます。定期的に植栽の管理をされている方もありますが、放置もございます。先ほど、同僚議員からの空き家の質問の中で回答されているのと重なりますけれども、クビアカツヤカミキリの被害拡散防止のためにも、監視の目が届かない樹木についても所有者への周知等をお願いしまして、この件についての質問については終わらせていただきます。続きまして、二つ目の質問です。タクシーの台数が激減し、通院などの予約が取れない状況についてお伺いいたします。コロナ禍が私たちの暮らしに与えた試練は単に健康上の問題だけではなく、経済活動がもたらした計り知れない不安が今日まで続いております。新型コロナ感染症はワクチン接種、内服薬、マスクの使用、消毒の推奨などによ

り軽減してまいりましたが、毎日の暮らしにはまだまだ課題を残しています。そのひとつに、これまで通院等に利用していたタクシーの台数が激減し、予約が取れない状況が起こっています。自家用車、単車、自転車、徒歩での通院ができないときに、通院等が困難な方から困惑し、途方に暮れた声が寄せられております。高齢者で運転免許の返納をされた方や家族の送迎ができない、駅やバス停から医療機関への距離が歩けないなど、タクシーの利用ができないと受診ができないことになってしまいます。

ひとつ目の質問です。近隣で営業のタクシー会社の現状はどうですか、お伺いします。 また、コロナのワクチン接種時にお願いしているなど、近隣の営業タクシーは何社ぐら いありますか。その点についても教えていただきたいです。

- ○議長(中川靖広君) 栗本住民生活部長。
- ○住民生活部長(栗本公生君) タクシーの予約が取れないのではないかという状況につきましてのご質問でございます。このことについて当町の高齢者優待券の交付事業におきまして、契約を締結しておりますタクシー会社は28社ございます。それでお答えをさせていただきますが、28社のうち主要なタクシー会社5社に問い合わせましたところ、全国的な状況と同じく、奈良県下でも乗務員が減っている現状であり、そこに新型コロナウイルス感染懸念の影響も加わりまして、募集してもなかなか応募がない状況で、現実にタクシーの配車依頼の連絡をもらっても、直ちに対応できないことがあるとの回答を複数の事業者からいただきました。また、町では高齢者の優待券の交付事業の申請時等において、住民の方からも数件「タクシーの予約が取れないんだ」という声をお聞きしている状況でございます。
- ○議長(中川靖広君) 11番、濱議員。
- ○11番(濱眞理子君) ありがとうございます。28社あるということですけど、近いところで皆さんいつも使っておられたところに使い慣れてるというか、そういったこともあって電話をかけてみると、今、ご回答にもありましたけど、「本当にすぐに行けない」または、「予約はもう取らないようにしているんだ」と、そういったような回答があるということで、本当に困っておいでです。タクシー業界の運転手不足は地域的に格差はあるものの、全国規模で減少を余儀なくされているようでございます。

先日の新聞記事に、「自民党のタクシー・ハイヤー議員連盟が、8月29日の会合で、一般ドライバーが自家用車を使って有償で他人を送迎するライドシェア(相乗り)その解禁への慎重な意見が相次ぎました」と、ニュースにありました。安全性と事故が起こったときの補償などへの疑問が慎重意見の趣旨でございます。タクシー業界は反対して

います。しかし、菅前首相や河野デジタル相らは解禁に前向きとのことでございます。 生活に密着したタクシーが、将来使いやすく充実し安全面で信頼できるものとなること を待ち望みますが、当面は現在の不便を少しでも軽減できる手だてが必要と考えます。

2番目の質問といたしまして、介護タクシーの利用は支障なく利用できていますか。 また、一般タクシーとの料金差はどうでございますか、お聞きいたします。

- ○議長(中川靖広君) 栗本住民生活部長。
- ○住民生活部長(栗本公生君) 介護タクシーの利用状況及び料金についてのご質問でございます。介護タクシーにつきましては、一般的な介護タクシーと介護保険の通院と乗降介助で利用されるサービスがございますが、どちらも基本的には予約制でございます。特に介護保険の場合は、ケアプランに位置づける必要があることから、前月に予約を取ることになりますので、支障なく利用できている状況でございます。また、一般の介護タクシーと一般タクシーとの料金差についてでございますが、これも事業者によりまして料金設定が異なりますが、基本的には運賃につきましては、一般タクシーと同額かそれ以下で設定をされております。なお、介護タクシーには運賃以外にその方の心身の状況により介助料金が加わりますので、実際には、一般タクシーより高くなるケースが多いと考えております。また、介護保険の通院等乗降介助を利用される場合は、運賃のほかに乗降準備から乗降介助分として片道分、介護報酬100単位が別途必要となります。
- ○議長(中川靖広君) 11番、濱議員。
- ○11番(濱眞理子君) ありがとうございます。介護タクシーは利用予約が基本的にできるということ。料金はほぼ一般タクシーと同額の運賃ですが、利用者の心身の状況等によって料金加算があり負担増となっていますということです。

次の3の質問をさせていただきますが、最初の介護タクシー対象外という言葉について、これはちょっと私の表現が正しくなかったので、まず削除させていただきます。よろしくお願いいたします。3、妊婦・子ども、けがなどで一時的に必要としている方への支援が必要です。町でのとりくみはできませんか、お伺いいたします。

- ○議長(中川靖広君) 栗本住民生活部長。
- ○住民生活部長(栗本公生君) 妊婦・子ども、けがによるタクシーのご利用についてで ございますが、特にお子さんの病気やけがなど緊急を要する場合には、119番通報に より救急車を呼んでいただく必要がございます。また、最近ではスマートフォンなどで タクシーの予約や配車が簡単にできるアプリも普及をしておりますので、そういったサ ービスを活用しながらご利用いただければなというふうに考えております。以上です。

- ○議長(中川靖広君) 11番、濱議員。
- ○11番(濱眞理子君) ありがとうございます。緊急時に救急車を要請するのは当然でございますが、移動手段のないときのタクシーが予約できないこと、これについて、今ご回答にありましたようにアプリなどで検索することもできるということですが、このアプリを使ったら、確実に配車がされるのでしょうか。アプリを使えない方や、またスマホを持っていない方は元からこれを利用することはできないのではないでしょうか。今、一般タクシーが激減しています。誰でも介護タクシーの利用ができることを、そして介護タクシーの事業所を住民にお知らせすることも必要ではないでしょうか。また、町がただいま実証運行をしておりますコミュニティバス、また生き生き号、こういった公共のバスについて、利用者も増加していますけれども、停留所の場所であるとか、また運行ルート等は通院に対して利用しにくいとの声も聞かれております。お隣の三郷町や平群町で実施しているデマンドタクシーも研究をして、導入を検討してはどうですか。お答えください。
- ○議長(中川靖広君) 栗本住民生活部長。
- ○住民生活部長(栗本公生君) まず、介護タクシーの周知につきましては、要介護認定を受けなくても利用できることを知らない方もおられると思いますので、周知方法について検討してまいりたいというふうに思っております。また、特に高齢者の移動支援や外出支援につきましては、今後、予定しております高齢者の実態把握調査や先進事例も踏まえながら、その充実に努めていきたいなというふうに考えております。
- ○議長(中川靖広君) 11番、濱議員。
- ○11番(濱眞理子君) はい、ありがとうございます。ぜひとも介護タクシーの件についても周知していただきますようによろしくお願いをいたします。また、デマンドタクシーも自治体によっていろいろと工夫を重ねていらっしゃるところもありますので、ぜひともそういった分についても研究をされ、ぜひとも実現できるようによろしくお願いを申しあげまして、この質問については終わらせていただきます。

最後、3番目の質問をさせていただきます。多目的多機能、このトイレの増設についての質問でございます。町ではこれまでに小・中学校のトイレの洋式化や公共施設のトイレの洋式化にとりくんできました。私は、小・中学校は児童・生徒数が多いのに多目的トイレは1か所しかなく、休み時間の利用が保証できないことから増設を要望もしてまいりました。しかし、小・中学校だけでなく、増設が必要なところもあると思い質問に挙げさせていただきました。

まず、1番として、車椅子利用者が使える広さや手すり、オストメイト対応、ベビーチェアだけでなく、男女別のトイレに抵抗のある方にとって多目的トイレは生活を支える重要なアイテムです。住民だけでなく、所用や観光で来町された方に充実した多目的トイレを準備するのは、誰もが尊重されるまちづくりの基本ではないでしょうか。しかし、国の利用実態調査では、車いす利用者の94%が「使用を待たされたことがある」と回答をしています。町設置の利用者の集中している箇所から順次増設はできませんか、お伺いいたします。

- ○議長(中川靖広君) 栗本住民生活部長。
- ○住民生活部長(栗本公生君) 多目的トイレの増設についてのご質問でございます。現在、不特定多数の方が利用できる斑鳩町の各公共施設におきましては、誰もが利用できます多目的トイレが設置をされております。このトイレは車いす利用者や乳幼児連れの方などのために広いスペースを確保しているところでございます。この多目的トイレにつきましては当初、身体に障害のある方が利用しやすいトイレということから始まりましたが、身体の障害だけではなく、さまざまな障害のある方や、幼児・乳幼児を連れている親子、高齢者や成人に達した異性の子どもの介護を必要とする親子など様々な方がいつでも利用できるトイレということで徐々に目的が変化しております。

しかし、多目的トイレの性質上、誰でも使っていただける反面、多目的トイレを必ず必要とする方が利用時に空いていないということもございます。議員のおっしゃっております町設置の多目的トイレの増設、誰もが利用しやすいトイレを整備することは大変重要なことであると考えておりますが、多目的トイレの増設には、新たなスペースの確保やそれに伴う給水設備等を新設する必要が生じること等から、施設の大規模改修や新しい施設を整備する際などに検討をしてまいりたいと、そのように考えております。

- ○議長(中川靖広君) 11番、濱議員。
- ○11番(濱眞理子君) ありがとうございます。今すぐの増設は無理でも、町の見解が前向きであることを高く評価したいと思います。よろしくお願いいたします。来町者でも、国や地方によってトイレに対する考え方には差がありますが、気持ちよく使えることは、おもてなしの最たるものだと思います。私は、あちらこちらの多目的トイレの様子を見ることを心がけております。これまでに見たトイレで一番印象に残っているのは奈良保健所のトイレでございます。トイレ内の装備ももちろんいいのですが、案内表示もしっかり大きくはっきりとしております

2番目の質問をさせていただきます。小規模の飲食店などのトイレの改修費用補助を

検討していただきたいのですが、いかがでございましょうか。

- ○議長(中川靖広君) 上田都市建設部長。
- ○都市建設部長(上田俊雄君) 小規模の飲食店などに対するトイレの改修費用補助についてのご質問でございます。奈良県住みよい福祉のまちづくり条例におきましては、店舗等の規模にかかわらず、飲食店や物販店を設置する場合は、トイレに関する整備基準としまして、障害者、高齢者などが利用できる設備を1か所以上を設けるなど、バリアフリー等の整備基準への適合が努力義務として規定されております。

これらについては、事業者の責務として主体的かつ積極的にとりくむよう求められて おりますので、町といたしましても、各種のバリアフリー等の整備基準への適合につき ましては、各事業者が主体的にとりくんでいくものと考えているところでございます。

今後、町におきましては、各事業者によるバリアフリー等の整備促進に向けて、県条 例趣旨の周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

- ○議長(中川靖広君) 11番、濱議員。
- ○11番(濱眞理子君) ありがとうございます。さまざまなところで観光案内でありますとか、また、まち歩きなど、そういったことで町内のお店について個性豊かなお店紹介をされていると、こういったことを目にします。行ってみたいなと思っても使いにくいトイレだったら困るから行くのを諦めた。これは高齢者の共通の悩みでございます。改修費用に限らず、こういったお店がしっかり使いやすいトイレがうちにはある、そういったことを示すステッカーを貼り出すなど、安心を見える化する、そういった支援もしていただきたいと思っています。

ぜひともこのトイレの改修、ゆくゆくは実現させていただきたいと要望をいたしまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(中川靖広君) 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了しました。

明日は、午前9時から一般質問をお受けしますので、定刻にご参集をお願いします。 本日は、これをもって延会します。

お疲れさまでした。

(午前10時56分 延会)